

# 中国における商標の料金改定および商標出願関連包袋資料管理弁法



北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

## 1. 中国における商標の料金改定

2019年5月24日に、中華人民共和国（以下「中国」という）国家発展改革委員会および財政部が共同で「一部の行政事業手数料の引き下げに関する通知」（发改価額〔2019〕914号<sup>1</sup>；以下「料金改定通知」という）を公布した。

料金改定通知では、商標の印紙代の調整に関する規定が4点変更された。

1点目は、商標の更新登録手続の印紙代が、1000.00 人民元（約18000円<sup>2</sup>）から500.00 人民元（約9000円）に変更された。

2点目は、商標の出願または登録情報の変更手続の印紙代が、250.00 人民元（約4500円）から150.00 人民元（約2700円）に変更された。

3点目と4点目は、いずれも電子システムに関する手続の費用の変更である。

3点目は、商標の出願または登録情報の変更手続が電子システム経由で手続を行った場合、印紙代を徴収しないことである。

4点目は、商標に関するすべての手続について、電子システムを経由で手続を行った場合、印紙代は、現行基準の90%で徴収することである。

上記内容は、2019年7月1日から実施された。

以上の変更により、本稿作成時（2021年12月）の中国の商標関連の印紙代は、以下のとおり。

<sup>1</sup> 中国語：关于降低部分行政事业性收费标准的通知（发改价格〔2019〕914号）

<sup>2</sup> 2021年12月10日時点の為替レート（1人民元=18円）を基準としている。

項目	紙媒体料金（1 商標 1 区分）	電子手続料金（1 商標 1 区分）
商標出願 <sup>3</sup>	300.00 元（約 5400 円）	270.00 元（約 4860 円）
登録証再発行	500.00 元（約 9000 円）	450.00 元（約 8100 円）
商標の譲渡・移転	500.00 元（約 9000 円）	450.00 元（約 8100 円）
更新登録出願	500.00 元（約 9000 円）	450.00 元（約 8100 円）
更新登録出願の遅延	250.00 元（約 4500 円）	225.00 元（約 4050 円）
審判申請 <sup>4</sup>	750.00 元（約 13500 円）	675.00 元（約 12150 円）
変更	150.00 元（約 2700 円）	0.00 元（0 円）
登録証明の発行	50.00 元（約 900 円）	45.00 元（約 810 円）
地域団体商標出願	1500.00 元（約 27000 円）	1350.00 元（約 24300 円）
証明商標出願	1500.00 元（約 27000 円）	1350.00 元（約 24300 円）
異議申立	500.00 元（約 9000 円）	450.00 元（約 8100 円）
登録抹消申請	500.00 元（約 9000 円）	450.00 元（約 8100 円）
ライセンス登記	150.00 元（約 2700 円）	135.00 元（約 2430 円）

電子システムを利用する場合、アップロードするデータは、当局の要件を満たす必要があり、データの種類、容量、アップロードの箇所に注意しなければならない。また、電子システムを利用した場合、手続の途中で紙媒体で当局に資料を提出することができないことにも注意しなければならない。特に、審判系または係争系の案件、例えば、異議申立や、無効審判や、不使用取消審判などの手続きにおいては、申請日から3か月以内に1回限りの理由および／または証拠の追加提出ができるが、追加の証拠が電子システムの容量制限より大きい場合、紙媒体で提出することができないため、当事者に不利となるリスクがある。したがって、電子システムで手続を希望する場合、現地代理人と十分相談の上、手続きすることを勧める。

<sup>3</sup> 商標出願の場合、指定商品の項目数に制限がある。基本料金（紙媒体：300.00 元または電子手続：270.00 元）は、10 項目以内の指定商品である。11 項目以降は、1 項目につき、追加料金 30.00 元（約 540 円）が発生する。

<sup>4</sup> 審判費用は、審判案件の印紙代を指す。中国の場合、5 種類の審判案件がある。具体的には、①全部または一部の拒絶査定不服審判、②取消決定不服審判（不使用取消審判を含む）、③無効審判、④登録不承認決定不服審判（異議申立の審判案件）、⑤無効決定不服審判（当局自ら登録商標に対して無効決定を下した審判案件）である。

## 2. 商標出願関連包袋資料管理弁法

2020年8月20日に、中国国家知識産権局は、「『商標出願関連包袋資料管理弁法』の公布に関する公告（第370号）」<sup>5</sup>（以下「商標管理弁法」という）を公布した。

商標管理弁法では、合計18条が設けられている。ここでは、その内容の一部について紹介する。

1) 商標出願関連包袋資料（以下、「商標包袋資料」という）の概念について、商標包袋資料とは、商標登録出願、異議申立、取消（不使用取消を含む）、審判、無効などの手続において作成され、保存および利用の価値を有する各種の資料および媒体の履歴記録を指している（商標管理弁法第2条）。

2) 商標包袋資料の保管については、中国商標局が具体的な手続を行うが、国家知識産権局は、その監督および指導をすると明記している（商標管理弁法第3条）。

3) 保存する商標包袋資料の範囲は、(1)商標登録出願およびその後の手続業務、(2)商標異議申立業務、(3)商標取消業務、(4)商標審判業務、(5)商標無効業務、(6)その他の業務、と規定されているが、商標登録証明の発行、登録証の再発行、変更、譲渡、更新証明の再発行のための書類は、保管しなくても良いと規定されている（商標管理弁法第5条）。

4) 紙媒体については、原本を保存することが原則だが、原本を入手することができない場合、原本と一致する写しとともに入手できなかった理由を記載の上、保存することができる（商標管理弁法第6条）。また、電子ファイルの場合、国の電子ファイル管理基準に従って保存作業を行うことが規定されている（商標管理弁法第7条）。

<sup>5</sup> 中国語：关于发布《商标注册档案管理办法》的公告（第370号）

5) 保存作業については、永久保存と一時的保存の2種類が存在し、永久保存の場合、当該資料を国の規定に従って国家档案馆（日本の国立公文書館に相当）に転送することが規定されている（商標管理弁法第10条）。なお、各資料に関する保存期間は、以下のとおりである。

種類	業務内容	保存範囲	保存期間
(1)商標登録出願 およびその後の手続 業務	商標登録、変更、譲渡、更新 登録、訂正、削除、取下、放 置、合併	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書	永久
	国際出願から国内出願への移 行または国内登録への変更	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書	永久
(2)商標異議申立 業務	商標の異議申立	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書	永久
		証拠書類	5年間
(3)商標取消業務	登録商標の取消	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書、登録商標の 自主変更による取消決定書 などの書類	永久
		証拠書類	5年間
(4)商標審判の業務	商標出願の拒絶査定不服審 判、登録不承認決定不服審判、 取消審判、無効決定不服審判	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書	永久
		拒絶査定不服審判の証拠書 類	5年間
		登録不承認決定不服審判、取 消審判、無効決定不服審判の 証拠書類	10年間
(5)商標無効業務	無効審判	申請書および主な証明書類、 通知書、決定書、裁定書	永久
		証拠書類	10年間

種類	業務内容	保存範囲	保存期間
(6)その他の業務		登録商標の紛争申請書および主な証明書類、通知書、決定書、裁定書	永久
		商標公告	永久
		商標登録簿	永久
		商標情報および手続更生リスト	永久
		拒絶された出願書類	5年間
		登録商標の紛争の証拠書類	10年間
		質権設定、裁判所による登録商標の差押書類、ライセンス登記書類	10年間

6) 国家秘密、営業秘密およびプライバシーに関わる資料の保存、利用は、国の関連規定に従って対処される（商標管理弁法第15条）が、それ以外の内容について、何人も関連規定に従って保管された書類を閲覧し、複製することができる（商標管理弁法第13条）。なお、上記条文における「関連規定」とは、中国商標局が2018年11月に公布した「商標公文書調査の対応」<sup>6</sup>を指す。

当該規定では、調査要件および必要書類を明記し、照会者は以下の4種類に該当する場合のみ調査を行うことができると明示されている。(1)公安、裁判所、検察院、国家安全部門、規律検査部門、監査機関および各地方の市場監督管理局、知識産権局などの部門が調査できる、(2)当事者の委託を受けた、弁護士または商標代理機構による当事者の商標資料、(3)弁護士または商標代理機構が訴訟活動において関連する商標資料、(4)商標権者による自分の商標資料。

<sup>6</sup> 中国語：办理商标档案查询



上記のとおり、いつでも他人の出願・登録商標について調査できるわけではなく、上記関連規定を満たした場合にのみ、関連商標の調査、いわゆる包袋調査しかできないことに留意されたい。

### 【出典】

一部の行政事業手数料の引き下げに関する通知

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201906/t20190620\\_962464.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/201906/t20190620_962464.html?code=&state=123)

中国商標手続料金表

<http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sfbz/>

「商標出願関連包袋資料管理弁法」の公布に関する公告（第370号）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/8/25/art\\_2073\\_153188.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/8/25/art_2073_153188.html)

商標公文書調査の対応

[http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sqzn/201811/t20181115\\_589.html](http://sbj.cnipa.gov.cn/sbsq/sqzn/201811/t20181115_589.html)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）